

ピークシフト季節別時間帯別電灯について

1. ピークシフト季節別時間帯別電灯の概要

(1) 対象となるお客さま

供給約款の従量電灯の適用範囲※に該当し、ピーク時間以外の時間帯への負荷移行が可能で、このメニューを希望されるお客さま。

※従量電灯の適用範囲：電灯または小型機器を使用する需要であり、原則として、契約容量が50キロボルトアンペア未満である需要。ただし、低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満である需要。

《ご加入に際して》

- ・ピークシフト季節別時間帯別電灯へのご加入にあたっては、電力量計（電気のメーター）の取替が必要になります。（電力量計の取替工事費用は無料です。ただし、電気設備の状況によっては、お客さまのご負担による工事が必要となる場合があります。なお、電力量計取替工事の際は停電させていただきます。）
- ・ピークシフト季節別時間帯別電灯へのご加入後1年間は、ピークシフト季節別時間帯別電灯以外のメニューへの変更はできません。
- ・ピークシフト季節別時間帯別電灯のご説明や料金試算等をご希望の場合は、当社コールセンター（0120-175-466）へお問い合わせください。

(2) 季節区分および時間帯区分

① 季節区分

夏 季：毎年7月1日から9月30日

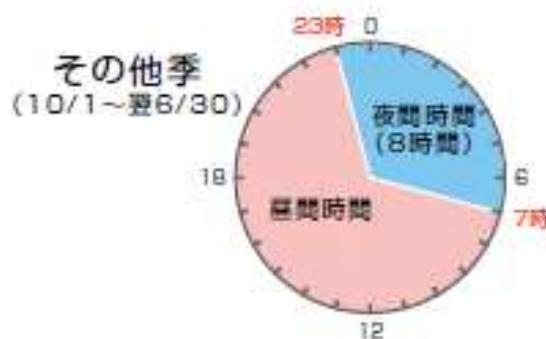
その他季：毎年10月1日から翌年の6月30日

② 時間帯区分

ピーク時 間：夏季の毎日13時から16時まで

昼 間 時 間：ピーク時間を除く毎日7時から23時まで

夜 間 時 間：毎日23時から翌朝の7時まで



(3) 料金単価 (税込み)

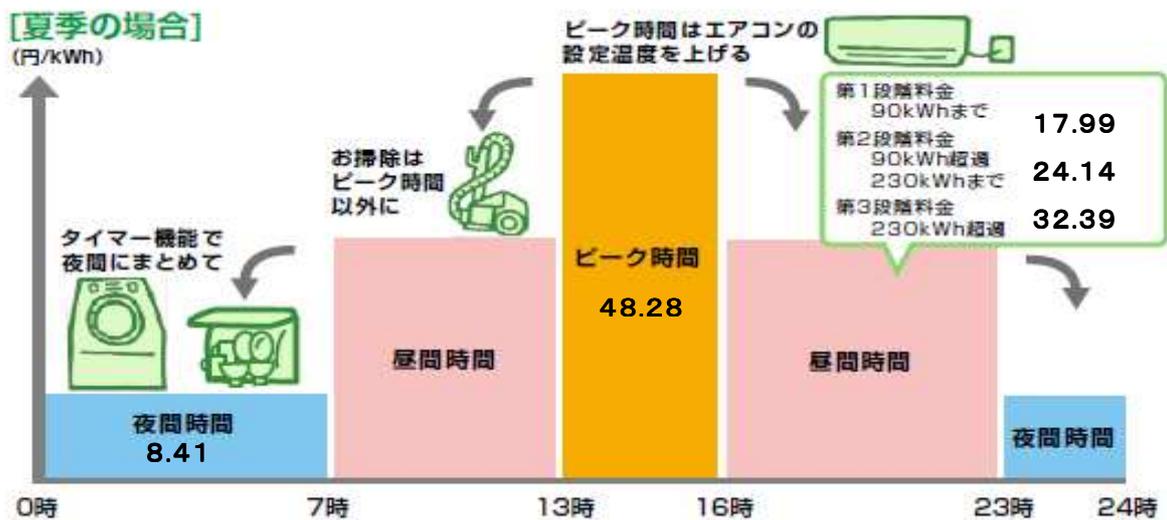
基本料金	契約容量が 6kVA 以下の場合		1 契約につき	1,365 円 00 銭
	契約容量が 6kVA をこえる場合	10kVA まで	1 契約につき	1,890 円 00 銭
		10kVA 超過分	1 kVA につき	315 円 00 銭
電力量料金	ピーク時間		1 kWh につき	48 円 28 銭
	昼間時間	最初の 90kWh まで	1 kWh につき	17 円 99 銭
		90kWh 超過 230kWh まで	1 kWh につき	24 円 14 銭
		230kWh 超過分	1 kWh につき	32 円 39 銭
	夜間時間		1 kWh につき	8 円 41 銭

※上記料金単価は、燃料費調整単価を含みません。

※実施日以降、実際にお支払いいただく電気料金には、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金が反映されます。

当社は、現在申請中の電気料金値上げが認可された場合には、本日届出を行った料金単価も変更させていただく予定としております。新単価については、その際にあらためて公表いたします。

<ピークシフト季節別時間帯別電灯のイメージ図>



(4) 実施期日

平成25年7月1日

2. その他

今回、「ピークシフト季節別時間帯別電灯」を新たに設定することに伴い、本日、選択約款の「低圧高稼働契約」の変更届出（*1）を行うとともに、「供給約款等以外の供給条件（料金についての特別措置〔太陽光発電促進付加金〕）」の認可申請（*2）を行いました。

いずれの供給条件も、実施期日は平成25年7月1日です。

（*1）ピークシフト季節別時間帯別電灯と低圧高稼働契約をあわせて契約できない旨等を規定するもの。

（*2）ピークシフト季節別時間帯別電灯にも、太陽光発電促進付加金を適用する旨を規定するもの。

以 上